

# 柏市いじめ防止基本方針



柏市・柏市教育委員会

# 柏市いじめ防止基本方針（目次）

## はじめに

### 第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

### 第2章 いじめの防止等のために柏市が実施する施策

- 1 学校を支援するための体制整備
- 2 教職員の研修の充実
- 3 いじめの未然防止のための取り組み
- 4 いじめの早期発見に対する取り組み
- 5 いじめへの対応
- 6 基本方針の公表・点検・改善

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべきこと

- 1 学校いじめ基本方針策定（法第13条）
- 2 学校の組織（法第22条）
- 3 学校における取り組み

### 第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態についての基本的な考え方
- 2 重大事態の発生と調査（法第28条）
- 3 調査結果の提供及び報告
- 4 市長による再調査及び措置（法第30条）

## はじめに

子どもたちは、私たちの宝であり、社会の希望であり、人類の未来を切り開く可能性に満ちたかけがえのない存在です。子どもたちは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長及び発達が保障されなければなりません。

一方で、いじめにより、子どもたちが自ら命を絶つという痛ましい出来事が起きています。特定の子どもに対して、いじめが繰り返されれば、その子どもの心を深く傷つけてしまいます。私たちは子どものわずかな変化も見逃さないようにし、いじめを早期に発見し、速やかに対応しなければなりません。まして、子どもがいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければなりません。

いじめの原因はいじめられている子どもにはありません。いじめの原因はいじめている子どもの中に求められるべきであり、それはその子ども自身が抱えている難しい問題でもあります。成長過程にある子どもたちが、相手を傷つけるようなことを言ったり、したりするのは避けられないことであり、そのような試行錯誤をとおして、子どもたちはお互いの関わり方を学んでいきます。

いじめを子どもたちからのSOSのサインと受け止めて、その抱えている問題を解決していかなければ、本当の意味でのいじめの解消にはつながりません。そのためには多くの人々の協働が不可欠です。もちろんいじめられている子どもは最後まで守り通さなければならず、暴力や犯罪と思われる行為には毅然と対応することも必要です。しかしそのような事態に立ち至る前にいじめを防ぎ、解決していくことこそ私たちの務めであると考えています。

柏市及び柏市教育委員会は、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）及び「柏市児童虐待及びいじめ防止条例」（以下「条例」という。）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「柏市いじめ防止基本方針」（以下「柏市基本方針」という。）を定めます。

## 第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

### 1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照してください。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともにその後の成長に深い傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであります。

いじめから児童生徒を守るためには、児童生徒に関わる大人一人ひとりが、「いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こりうるものである」ことを共有し、それぞれの役

割と責任を自覚するなかでいじめの防止に取り組んでいく必要があると考えます。

特に、子どもがいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければならないという強い決意で取り組まなければなりません。

## 第2章 いじめの防止等のために柏市が実施する施策

市は、柏市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めます。（条例第1条、第26条）

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、取得した個人情報の適正な取り扱いに十分に留意しなければなりません。（柏市教育委員会個人情報保護条例施行規則）

### 1 学校を支援するための体制整備

#### (1) 柏市いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会は、法第14条第1項に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係者により構成される、「柏市いじめ問題対策連絡協議会」

（以下「連絡協議会」という。）を設置します。いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図り、医師、弁護士、学識経験者等、専門的な知見を持った第三者からの意見を求めます。

#### (2) 生徒指導室の設置

平成28年度より児童生徒の生活面、安全面を集約し、長期欠席対策、いじめ防止、教育相談、学校安全対策を強化することを目的として教育委員会内に生徒指導室を設置しました。各学校が実施する関係者会議や具体的な調査、児童生徒・保護者への対応等において学校を支援するため、高い専門性を持った人材を派遣し、学校支援を行います。

##### 【生徒指導アドバイザーの派遣】

生徒指導に高い知見を持った生徒指導アドバイザーが、各学校を巡回訪問し、各校の状況を把握します。各校からいじめの報告があった場合は、状況や要望に応じて個別の支援を行います。また、各校からの要望に応じて授業者の支援等を行います。

##### 【スクールサポーターの配置】

警察での勤務経験のある人をスクールサポーターとして雇用し、学校の要請に応じて配置します。特に非行傾向のある児童生徒への対応を支援します。

##### 【スクールカウンセラースーパーバイザー及びスクールカウンセラーの派遣】

児童生徒及び保護者等への啓発活動の講師として、また臨床事案の個別支援や重大事案や緊急事案のために、スクールカウンセラースーパーバイザー（以下「SV」という。）及びスクールカウンセラー（以下「SC」という。）を派遣します。

【スクールソーシャルワーカーの派遣】

いじめや不登校，暴力行為，児童虐待等児童生徒の様々な問題行動に対してスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を派遣します。児童生徒が置かれた環境の問題（家族，友人等）への働きかけや児童相談所等の関係機関との連携・調整を行います。

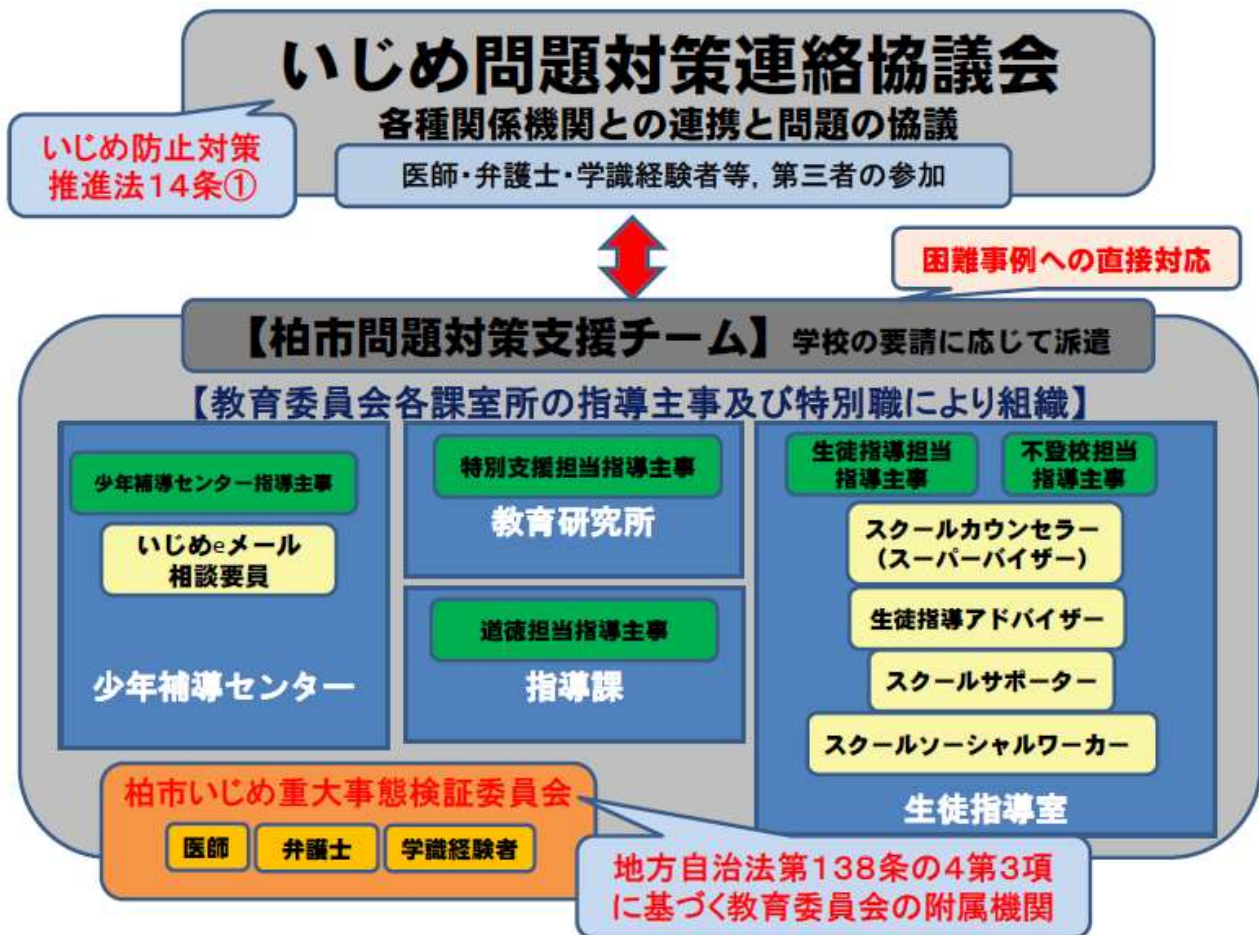
【柏市問題対策支援チームの派遣】

指導主事・SV・SSW等でチームを組み学校に派遣します。柏市内小中学校のいじめ等の学校が抱える多様な生徒指導上の課題や問題に対して，それぞれの専門性を生かしたアドバイスで，学校を支援します。

【弁護士の派遣】

法律の専門家の立場から，相談に応じます。

◎学校を支援する体制イメージ図



2 教職員の研修の充実

(1) 初任者研修等の各階層別研修や，生徒指導主任連絡協議会等で，それぞれの経験や職種に合わせた研修を進めていきます。平成28年度より10年目経験者研修の中にいじめ問題への対応力を高めるため，いじめの未然防止，早期発見，適切な対応力を身につけることを目的とした「いじめ問題対策リーダー研修会」を毎年実施します。

- (2) 教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長する可能性があることを踏まえ、いじめへの理解及び、その対応についての研修を推進するため、学校からの要望に応じて、各校の研修会に講師を派遣します。
- (3) 「いじめ問題対応の手引き」（柏市教育委員会発行、平成24年10月31日初版）を各職員に提示し、周知を図るとともに、各種研修に活用し、早期発見・早期対応を図ります。報告・連絡の体制も確実に示します。  
また、この「いじめ問題対応の手引き」は、適宜改訂していきます。
- (4) 平成25年度から3年間で、柏市のすべての教職員を対象に、自死予防のためのゲートキーパー養成研修を実施しました。今後も初任者や他市町村から異動してきた職員対象にゲートキーパー養成研修を継続していきます。

### 3 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 相手を傷つけないために注意すべきことや、いやなことをされた時の対処の仕方、あるいはいじめを疑うべき兆候や、いじめを疑った時に取るべき対応等をわかりやすくリーフレットにまとめるなどして、児童生徒及び保護者に伝えていきます。
- (2) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するために、各校に次の取り組みの推進を求めます。
  - 「生徒指導の機能※を生かしたわかる授業の推進」
  - 「道徳教育の充実」
  - 「ゆたかな人間関係づくり実践プログラム」
  - 「命を大切に作るキャンペーン」
  - 「いじめ防止推進月間（12月）の取り組み」

※生徒指導の機能とは①「共感的な人間関係がある」②「自己存在感が持てる」③「自己決定の場面がある」ことを言います。つまり、授業の中で自信を持って自分の意見を述べたり、間違えたことを責められたりすることなく、自分から授業に参加すること自体に意味を持てる授業のことで、単に点数を上げることを意味するものではありません。学校生活のすべての場面で機能させるべきものと言えます。

- (3) 道徳の授業の充実をはかるため、「柏市道徳実践事例集」を作成し、学習指導案やワークシート等の資料をホームページから随時取得できるようにします。
- (4) 年間4回の生徒指導主任連絡協議会を開催し、いじめ等生徒指導対策の中核となる生徒指導主任の連携の場とします。
- (5) いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するため、学校の様々な研修に、生徒指導室指導主事を派遣します。

## 4 いじめの早期発見に対する取り組み

- (1) いじめを受けた児童生徒がその心の傷を広げることのないように、早期発見に努めます。教育委員会は市内小中学校62校に対し、年間3回、各学期末に「柏市いじめの状況調査」を実施し、各学校にはアンケート及び教育相談の実施を義務付けます。また、「柏市いじめの状況調査」も含めて、各学校に月1回のペースでアンケートを実施するように呼びかけ、アンケート調査結果は担任だけでなく、複数の目でチェックするように学校に周知します。学校からの報告については教育委員会が追跡調査をし、生徒指導アドバイザー及び指導主事が必要に応じて学校を訪問し、支援します。
- (2) いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等を児童生徒及び保護者にリーフレット等で伝えます。さらに、これまでの電話相談、電子メールでの相談に加え、柏市立の中学校に在籍している中学生のいじめの早期発見、早期対応、抑止力を目的とした **STOP i t** アプリ※を導入します。

※STOP i tアプリとは生徒の持っているスマートフォンからワンタッチで補導センターや専門機関に直接いじめ等の報告・相談できるアプリです。

でんわそうだん

**やまびこ電話相談**

TEL: 0120-66-3741

月・火・水・木・金曜 午後1時～7時  
(土・日曜・祝日・年末年始は休み) \*無料です。

しょうねんそうだん

**少年相談**

TEL: 04-7164-7571

月・火・水・木・金曜 午前8時30分～5時15分  
(土・日曜・祝日・年末年始は休み)

柏市少年補導センター

上の時間外は、  
こちらに相談してね!!

【表】

そうだんおよ つうほう

**いじめeメール相談及び通報**

24時間年中無休受付

ネットのトラブルも相談できるよ!!

\*下のQRコードまたは少年補導(しょうねんほうどう)センターのホームページをつかってください。  
\*相談の返事には2～4日かかることがあります。

携帯電話 スマートフォン

おいてな/カシワ=

【裏】

## 5 いじめへの対応

- (1) いじめを受けた児童生徒の心身の保護を何よりも優先して対処します。
- ① 校長の判断により、いじめを行う児童生徒、いじめを受けた児童生徒の別室登校や自宅学習による出席扱い等の対応をします。
  - ② いじめを受けた児童生徒の心身を保護するためにやむをえない場合には、いじめを行う児童生徒に対し、出席停止措置をとります。
- (2) すばやく事実確認を行い、関係機関と連携しながら、いじめを行う児童生徒の指導を行います。
- ① 学校が行う事実確認や指導に対して、学校や保護者の要望に応じて人材を派遣します。

②いじめを行う児童生徒に対しては、必要な指導を行うとともに、その抱えている問題を見つけ、解決するよう努力します。その指導においては、柏市少年補導センター及び千葉県警察本部東葛地区少年センターと連携して対応に当たります。

③行われたいじめが、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、千葉県柏児童相談所及び柏警察署生活安全課に支援を要請します。

(3) いじめを受けた児童生徒の心身の回復と再発防止に努めます。

①学校又は保護者の要望に応じて、SV及びSCを派遣し、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対してのカウンセリングを行います。

②いじめが原因で不登校が発生した場合には、適応指導教室、学習相談室への通級・通室によって、いじめを受けた児童生徒の学習権を保障します。

③適応指導教室、学習相談室に、それぞれ適応指導アドバイザー、相談訪問アドバイザーを配置し、学校及び関係機関と連携しながら、いじめを受けた児童生徒の学校への復帰を支援します。

④関係機関と連携をしながら、いじめを行う児童生徒への指導を継続します。

⑤保護者の要望があれば、学区外就学を承認します。

(4) インターネットを介してのいじめへの対応

①SNS・学校裏サイト等のインターネット上のいじめから児童生徒を守るために柏市少年補導センターにネットトラブル相談窓口を開設します。

②柏市学校警察連絡協議会と共同で毎年、市内小中高等学校の児童生徒の実態を把握するために生活実態調査を実施します。調査結果を教育委員会内で分析し、情報モラル教育等の参考にします。

③サイバーパトロールを実施し、柏市内小中高等学校の学校裏サイトや児童生徒のツイッター等のインターネット上の不適切な書き込みを監視し、見つけた場合は学校に通報します。

④スマートフォンを子どもに持たせることはネット型非行に巻き込まれる可能性があることをミニ集会や保護者会等、様々な場面で保護者や地域に周知していきます。

⑤市内児童生徒のスマートフォン等の電子機器の普及に伴うネット型非行（いじめ、ネットトラブル、性、薬物）防止に向け各種関係機関が情報共有を図り、連携して学校を支援します。（ネット非行防止連絡会議）

⑥児童生徒が「情報を適切に活用し表現する能力」を育成するために、発達段階に応じて系統的にネットリテラシーを身につけるカリキュラムを学校に提示します。ま



た、教育研究所のIT支援アドバイザーが情報活用の実践力と情報モラルを育成することを目的に小学校6年生と中学校2年生の全学級対象の情報モラル授業を行います。さらに、ネットいじめ等の早期発見と抑止力を生み出すことを目的に中学1年生の全学級を対象に映像教材を活用した授業を実施します。

(5) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒への理解と対応

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行います。

①平成29年度から3年間で、柏市のすべての教職員を対象に、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解のための研修を実施致します。「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒」について、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」(内閣府「自殺総合対策大綱」)を踏まえ、教職員に周知します。

②児童生徒が相談しやすい環境を構築するため、図書室や保健室に関連図書を整備します。また、児童生徒への指導及び理解のための指導教材等の研修を進め、人権教育を推進してまいります。

※性同一性障がいとは生物学的性と性別に関する自己意識(性自認)が一致しないため社会的に支障がある状態です。

(6) 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故による避難している児童生徒(以下「被災児童生徒」という。)への理解と対応。

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

## 6 柏市基本方針の公表・点検・改善

(1) 「柏市いじめ防止基本方針」はホームページで公表します。

(2) 柏市基本方針については、法の施行状況を確認しながら、見直し改善してまいります。

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべきこと

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定するとともに、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめ防止等の対策のための組織(以下「いじめ防止対策委員会」という。)を設置します。校長が先頭に立ち、教職員の一致協力体制を確立し、保護者、地域、教育委員会と連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

学校は、国、県及び柏市の基本方針に基づいて、次に述べるいじめ防止等の取り組みについての基本的な方向、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、これを学校のホームページなどで公表します。

学校基本方針には、いじめ防止のための取り組み、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実など、いじめの防止全体に関わる内容等を盛り込みます。

- (1) 学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにします。
- (2) 学校基本方針を策定するにあたっては、児童生徒がいじめ防止に主体的かつ積極的に参加できるように配慮し、学校全体でいじめの防止等に取り組むようにします。
- (3) いじめ防止対策委員会を中心にして、学校基本方針が実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すことを明記します。
- (4) 学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともにいじめ防止に係る達成目標（アンケートの実施、校内研修、いじめを許さない環境づくり等）を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

## 2 学校の組織（法第22条）

学校は、「いじめ防止対策委員会」を組織します。日頃からいじめ問題等、児童生徒の生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」「生活指導委員会」等、既存の組織を活用し、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、退職教員・警察官経験者など専門的な知見を持った第三者、保護者、および学校評議員等地域の代表にも参加を求めます。また、必要に応じて、教育委員会に人材の派遣を要請します。

〈参考〉国の基本方針に示されたいじめ防止対策委員会の役割

- 学校基本方針の策定及び見直し、取り組みの検証の中核としての役割
- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

## 3 学校における取り組み

柏市立の小中高等学校は、法、条例及び本基本方針第2章の施策を受けて、以下のような取り組みを行います。

### (1) いじめの防止

#### ①いじめについての共通理解と研修

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内

研修や職員会議で周知を図ります。また教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう平素から教職員全員の共通理解を図ります。

また、生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開に努め、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを目指します。障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たります。

#### ②悩みを抱える児童生徒への共感的理解

日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくよう心掛け、教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示し、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めます。

#### ③自尊感情の育成

「自分を大切にしたい」という心がなければ、ほかの人を大切に思う心も生まれません。児童生徒に、「生きて、今、ここにいること」が何よりも大切なことを、あらゆる機会をとらえて伝えていき、すべての児童生徒が無条件に認められている、今のあるがままの自分ですでにかけがえのなく、尊い存在であるという思いを抱くことができるようにします。このような絶対的な自尊感情を根底として、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を身につけさせます。

#### ④いじめに向かわない態度・能力の育成

千葉県教育委員会が推奨する「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を各学年で活用します。また、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むことに努めます。

#### ⑤児童生徒の主体的な学びや取り組み

児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取り組み（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を促します。特に、条例第22条をうけ、12月のいじめ防止月間には、市全体での取り組みに積極的に参加すると同時に、各学校独自の取り組みも行います。

### (2) いじめの早期発見

#### ①いじめの早期発見のための措置

学校は、年間3回、学期ごとのアンケート調査と教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。アンケートについては、月1回のペースでアンケートを実施するように努め、担任だけでなく複数の目でチェックします。いじめの実態把握に取り組みます。児童生徒及び保護者が気兼ねなくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行う児童生徒に現れる変化を記した、保護者用のいじめチェックシートを作成、配付したり、保健室や相談室の利用、電話相談やメール相談の窓口について広く伝えるなどして、家庭と連携して児童生徒を見守り、早期発見に努めます。

### (3) いじめに対する措置

#### ① いじめが発見され通報を受けたときの対応

いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、直ちにいじめ防止対策委員会に報告し、同委員会を中心として、組織的に、速やかに対応します。いじめを受けた児童生徒を守り通すことを最優先にし、安全な環境でその事情や心情を聞き取り、状態に合わせて見守りを続けます。いじめを行う児童生徒に対しては、その人格の成長を目指し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、事情や心情を聞き取り、その抱えている困難を解明し、必要に応じて心理や福祉の専門家等の協力を得て、継続的な支援を行います。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者や地域の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

遊びや悪ふざけのように見えても、いじめかもしれないと思ったら放置せず、その場でその行為を止めさせます。児童生徒及び保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、安心して話せる環境を整え、十分な時間を確保し、真摯な態度でじっくりと聞き取り、正確に記録します。たとえわずかであっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要です。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を必ず守らなければなりません。

#### ② いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気付いていた児童生徒に対しては、例えいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、安心して伝えられる体制を整え、信頼関係を築くようにします。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

いじめの解決とは、いじめを行う児童生徒によるいじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、両者や周りの児童生徒全員がお互いの関係を修復し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきです。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていきます。

### (3) いじめの解消

① いじめは謝罪をもって安易に解消と判断せず、少なくとも下記の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じた事情も勘案して判断するものとします。

#### ア. いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月継続していること。

#### イ. 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ

の行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該生徒について、日常的に注意深く観察します。

②いじめの解消に至っていない段階では被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保します。

#### (4) ネット上のいじめへの対応

##### ① 関係機関との連携

ネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシー侵害等があった場合はプロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。こうした措置を取るに当たり必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めます。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求めます。

##### ②情報モラル事業

インターネット上のいじめやトラブルについては、教育委員会や補導センターと連携し、学校ネットパトロールを実施して、早期発見に努めます。また、児童生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取り組みについても周知します。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話・スマートフォンのメール等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについてしっかりと理解と責任を求めていきます。

#### (5) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解と対応

①教職員一人ひとりが「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒」について理解し、悩みを抱える児童・生徒に寄り添い、全体で支援を進めます。

②性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、日頃より相談しやすい環境を整えます。

③性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会、医療等の関係機関と連携して適切な対応を行います。

#### (6) 中学校区における小中学校及び小学校同士の連携推進

①中学校を中心に学区内の小中学校及び小学校同士の連携を推進し、いじめ等生徒指導問題における学区の課題や児童生徒の情報を共有することで、地域ぐるみで問題を解決する仕組みを構築していきます。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態についての基本的な考え方

いじめはすべての児童生徒に起こりうる問題です。しかし、いじめが原因で児童生徒が自ら命を絶つような事態は何としても防がなければなりません。そのための理念や施策についてこれまで述べてきたわけですが、万が一児童生徒が自死したり、又は法に規定されるような重大事態が起こった時には、柏市教育委員会は、市長部局と協力して事態に対応します。その際、決して事実を隠したりすることなく、いじめを受けた子どもを最後まで守りぬくことを前提に取り組みます。

### 2 重大事態の発生と調査（法第28条）

#### （1）重大事態の意味

法第28条は、いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めています。その判断の基準を以下のように示しています。

- 児童生徒が自死したり、それを企図したりした場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 年間30日を超える欠席がある場合

上記規定はもちろんのこと、これにこだわることなく、児童生徒の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して判断します。

#### （2）重大事態への対処

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた児童生徒の被害を最小限に抑えるために最善を尽くします。すでに第2章-5のいじめへの対応（p6）で述べた通り、いじめを受けた児童生徒の救済を最優先に考え、いじめを行う児童生徒の行為を止め、関係機関と連携して指導します。

#### （3）重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した時には直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は直ちにそれを市長に報告します。

#### （4）調査主体について

学校から重大事態の報告を受けた場合、教育委員会はその事案の調査を行う主体を学校とするか、教育委員会とするかについて、関係する保護者の要望を十分に把握した上で判断します。

#### (5) 調査を行うための組織について

教育委員会が調査を行う際には、柏市いじめ重大事態調査検証委員会※を立ち上げ、公平性・中立性を確保するよう努めます。関係する保護者の要望を十分に把握し、調査責任者は教育委員会事務局職員から教育長が命じます。

学校が調査を行う際には、校内いじめ防止対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるようにします。教育委員会は学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査に当たります。

※柏市いじめ重大事態調査検証委員会とはいじめに係る重大事態についての教育委員会における調査に客観性、公平性、中立性、透明性、信頼性を持たせるために、第三者機関を設置して調査・検証を行うことを目的とした教育委員会の附属機関です。弁護士・医師・学識経験者・スクールカウンセラー他を構成員としています。

### **3 調査結果の提供及び報告**

#### (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供します。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分配慮します。

#### (2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

### **4 市長による再調査及び措置**（法第30条）

#### (1) 再調査

上記(2)の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に従い、報告された調査の結果について再度調査（以下「再調査」という。）を行います。

#### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の結果を議会に報告しなければなりません。議会へ報告する内容は、個々の事案に応じて適切に行い、個人情報に対しては必要な配慮を確保しなければなりません。

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査の対象となった重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のために人材を派遣し、学校を支援します。

名 称 「柏市いじめ防止基本方針」  
発行者 柏市教育委員会  
発行日 平成26年 4月 1日  
平成29年 4月 1日改訂  
連絡先 柏市教育委員会 学校教育部 指導課生徒指導室  
04-7191-7210



# いじめ問題対応の手引き



柏市教育委員会

# 目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

## 第1章 いじめ問題に対する考え方

1. いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2. いじめの構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## 第2章 早期発見の取組

1. いじめのサインと早期発見の方法・・・・・・・・5
2. 教師用チェックリストの活用・・・・・・・・6
3. 家庭用チェックリストの活用・・・・・・・・7
4. 生活アンケートの活用・・・・・・・・8

## 第3章 早期対応の取組

1. いじめを受けた児童生徒への対応・・・・・・・・10
2. いじめを行う児童生徒への対応・・・・・・・・12
3. 出席停止措置について・・・・・・・・15
4. 周りの児童・生徒への指導の在り方・・・・・・・・18
5. 保護者への対応における配慮事項・・・・・・・・19
6. ネットいじめへの対応について・・・・・・・・20
7. 関係機関・相談機関との連携・・・・・・・・22

## 第4章 校内体制の再点検

1. いじめ防止対策委員会 ※生徒指導部会等・・・・・・・・23
2. 生徒指導部・学年会・・・・・・・・24
3. 職員会議・校内研修会・・・・・・・・25

引用・参考文献

## はじめに…

いじめは決して許されない。いじめはなぜ起きてしまうのか。学校という小さな社会の中で自分と反りが合わない人や苦手な人がいるのは当然で、その人とうまく付き合っていくのは本当に難しいと思う。一人ひとり個性があって自分の「普通」が相手の「変わっている」になっているかもしれない。……そして、一番大切なこと、それはもしあなたが心ない人達にいじめられたとしても絶対に命だけは捨ててはいけないということ。今の状況が辛いのであれば逃げたらいい。しかし、自ら命を絶つような逃げ方だけはしてはいけない。……

心ない行為で深く傷つけられた世界中のすべての人々の傷が一日でも早く癒えますように。いつかこの世界から「いじめ」がなくなりますように。

第35回全国中学生人権作文コンテスト入賞作品より抜粋

『いじめ問題対応の手引き』を発売して5年目となります。各学校におかれましては、今後とも、いじめの問題に関して全職員が共通理解を図るとともに、本書で例示した「チェックポイント」等を活用し、いじめの早期発見に努めていただきたいと思います。また、日頃から教職員間で情報交換を行いながら、いじめに関する情報が共有され、決して一人の教職員が抱え込むことの無いようにし、いじめに対しては学校体制で解決に向けて取り組んでください。

いじめの問題の原因・背景については、児童・生徒を取り巻くさまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられますが、その解決に当たっては「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、学校、家庭、地域社会、関係機関が一体となった取組が重要です。万一いじめが発見されることなく放置され続け、長期にわたっていじめを受けてしまった場合は、児童生徒の心身に大きな苦痛を与えると同時に、生涯にわたって深刻なダメージを与え続けることが指摘されています。ささいに見える行為であっても、しつこく複数人の者から繰り返されたりすることで、時に被害者が死を選ぶほど追い込まれることもあります。そのため、いじめの防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、問題を克服しなければなりません。

いじめについては、全ての教育活動を通じて未然に防止することが必要です。しかし、いじめはいつでもどこでも起こり得るものでもあります。起きた場合を想定し、早期に発見するための方策を持ち、そして発見した場合は速やかに適切な指導を行い、一日も早く解決していくことが重要です。

すべての子どもが健やかに夢や希望を持ちながら、安全で安心な学校生活を送ることができるよう、本書が有効に利用されることを切に望みます。

柏市教育委員会

# 第1章 いじめ問題に対する考え方

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

（注4）「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

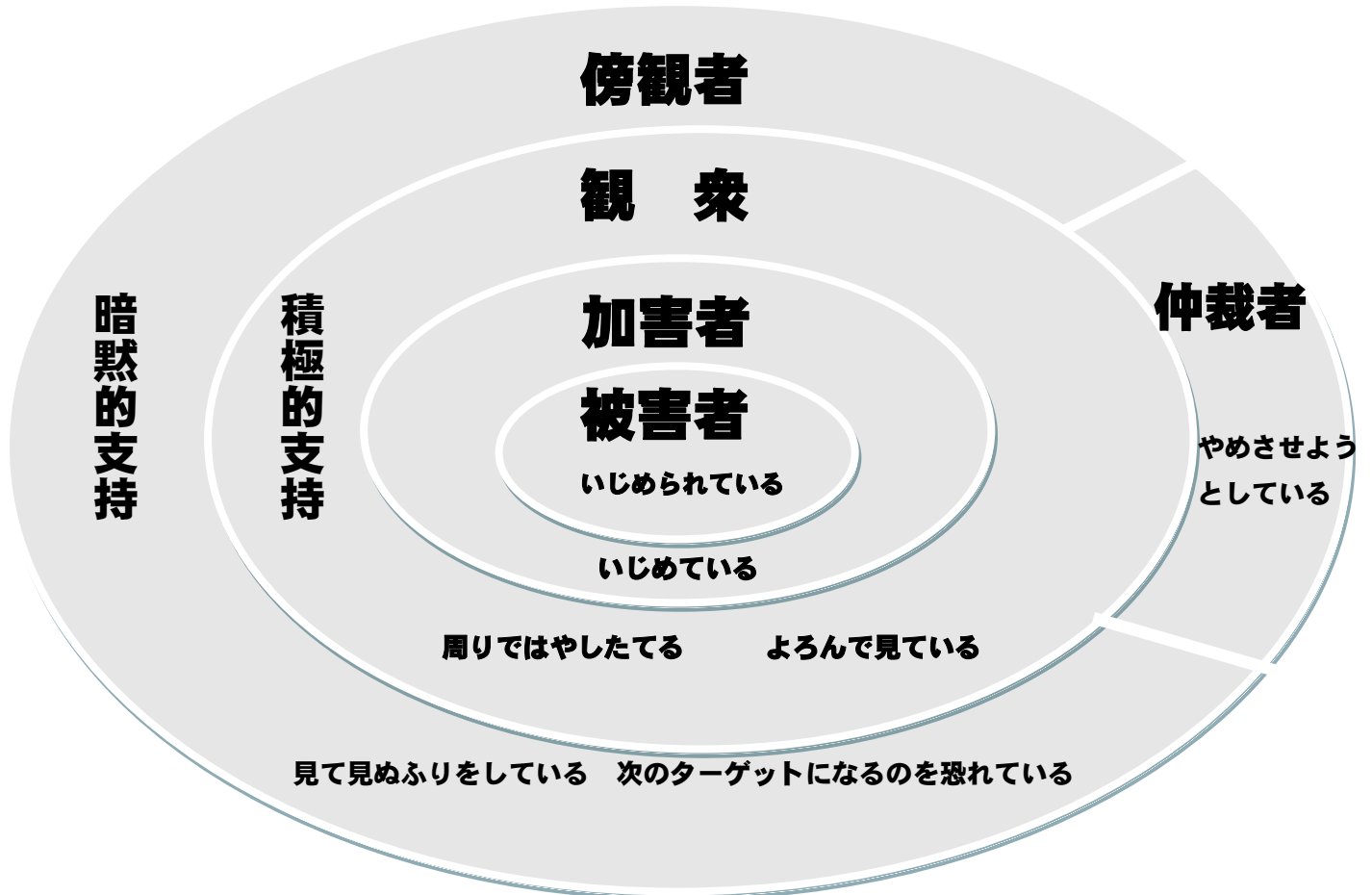
※いじめ防止対策推進法（第2条第1項）

いじめの定義（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）より

学校においては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要です。定義はあくまでも調査のための指標であり、学校は常に児童生徒の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが肝要です。

## 2. いじめの構造

- ◇ いじめは、個人の人権を否定する問題であり、一人一人の個性をも否定する問題です。
- ◇ いじめは、教師の児童生徒観や人間性と、指導の在り方が問われる問題です。
- ◇ いじめは、学校・家庭・関係諸機関等が一体となって取り組むことが必要な問題です。
- ◇ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している問題です。



いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、よろこんだりして見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている児童・生徒にとっては、支え(味方)にはなりません。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言えます。

また、この4つの層は、固定したものではなく入れ替わることもあります。「被害者」が「加害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもあります。つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということです。この不安感が、いじめの陰湿化を招き、いじめを外から見えにくくしていると考えられます。いじめが行われたとき、周囲の者がはやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され深刻化します。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示すとき、いじめは抑制されます。つまり、いじめは集団の行動の在り方と大きく関係しているのです。

# 1. いじめのサインと早期発見の方法

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも出ています。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要です。

## (1) 児童生徒の出すサイン

※いじめの早期発見のための視点をまとめると以下のようになります。

日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日ごろと違う表情（視線に注目）をしていませんか。</li> <li>○ 理由のはっきりしない遅刻や欠席がありませんか。</li> <li>○ 落ち着きがない、おどおどしている等の様子はありますか。</li> </ul>
他の児童生徒と比べて違った言動や表情に注目する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループを作るときにいつも最後まで残っている児童生徒はいませんか。</li> <li>○ 友達からのあいさつや言葉かけが少ない児童生徒はいませんか。</li> </ul>
特定の児童生徒への対応の差異に注目する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしている児童生徒はいませんか。</li> <li>○ 特定の児童生徒が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていませんか。</li> </ul>
学級の雰囲気注目する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級全体に無気力感が漂っていませんか。</li> <li>○ 一部のボスの児童生徒を中心に小集団化して、相互の対立や享乐的雰囲気はありませんか。</li> </ul>

## (2) 早期発見のための方法

早期発見のための方法としては、上に挙げた視点から観察したり、いろいろな情報を積極的に収集したりして、児童生徒を客観的に理解する方法等が考えられます。

観察	授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、様相チェックを心がける。また、学級ノート等を通しての児童生徒理解に努める。
情報収集	定期的な教育相談や学級・学校での相談ポストの設置、連絡ノートによる家庭連絡等を通して、児童生徒・保護者からの情報に耳を傾け積極的に収集する。また、他の教職員や地域からの情報にも留意する。
客観的理解	i-CheckやQ-U検査（学級満足度調査）、性格検査、親子関係診断検査、グス・フー・テスト等の検査や面接、アンケート調査を通して客観的理解に努める。

## 2. 教師用チェックリストの活用

### (1) 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックリスト」の基本的考え方

いじめは複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっています。しかし、いじめられている児童生徒は何らかのサインを発しているものです。

このため、前頁に示す「日常と比べて表情や言動に変化がないか注目する」、「他の児童生徒と比べて違った言動や表情に注目する」、「特定の児童生徒への対応の差異に注目する」、「学級の雰囲気に着目する」の4つの視点から、いじめ等の人間関係のトラブルを早期に発見するための「チェックリスト」を作成しました。

#### ◇「児童生徒をとらえる視点」

学校生活の場면을8つの時系列に分け、児童生徒をとらえる視点を整理しています。

#### ◇「児童生徒を観る具体的なポイント」

上記の各視点に基づき、具体的な場면을想定し、それぞれいくつかの観点を示しています。

### (2) チェックリストの項目

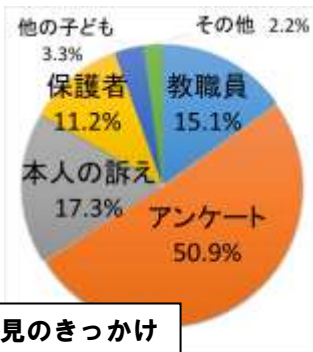
時系列	項目	児童生徒を見る観点
(1) 登校から朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	②	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 教科等の時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	⑥	グループにするとき、机を離されたり避けられたりする。
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	⑨	遊び仲間が変わった。
(4) 昼食時間	⑩	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
(5) 清掃時間	⑪	重い物や汚れたものを扱うことが多い。
	⑫	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 帰りの会から下校	⑬	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
	⑭	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしめない。
(7) 部活動やクラブ	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	⑯	急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言いつつ出す。
(8) 学校生活全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	⑱	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

#### 「チェックポイント」の活用方法

学級担任等が「チェックポイント」をもとに、気になる児童生徒を抽出し、教育相談を実施し、いじめの早期発見に活用します。いじめ認知後は、早期対応に移行します。

### 3. 家庭用チェックリストの活用

#### (1) 家庭用チェックリストの基本的考え方



いじめのサインは見えにくく、深刻な状況に至るまで周囲の人たちが気づかない事態も起こり得ます。

図に示すようにいじめ発見のきっかけの約1割が「保護者からの訴え」でした。いじめの早期発見のためには、保護者の理解と協力も必要です。そこで、いじめられている児童生徒のサインをいち早く察知するために、家庭用チェックリストを作成しました。

※文部科学省平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

#### ◇ いじめられている子のサインをキャッチ（被害者の視点）

●日常生活の変化	
①	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ，すり傷やあざなどがある。
②	登校時刻になると，身体の不調を訴え登校をしぶるようになった。
③	食欲が急に落ちる，寝つきが悪い，笑顔が減る。
④	意味なく夜更かしし，極端に寝起きが悪くなった。
⑤	死や非現実的なことに関する本やインターネットの情報に関心を持つようになった。
⑥	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動を口にするようになった。
⑦	妙ににこにこしたり，気を遣いすぎたりすることが多くなった。
●持ち物の変化	
⑧	持ち物や勉強道具などがなくなったり，落書きをされたりしている。
⑨	カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。
⑩	家庭から品物やお金を持ち出したり，必要以上にこづかいを要求したりするようになった。
●友人関係の変化	
⑪	親しかった友達が遊びに来なくなったり，遊びに行く回数が減ったりした。
⑫	電話に出たがらなかったり，友達の誘いを断ったりするようになった。
⑬	学校や友達に対する不平や不満を口にするが多くなった。
⑭	転校したい，学級をかわりたい，部活動をやめたいなどの話をするようになった。
●家族との関係の変化	
⑮	ささいな事で怒ったり，家族に八つ当たりしたりするようになった。
⑯	家族との会話が減ったり，意図的に学校や友達の話題を避けたりするようになった。

#### ◇ いじめている子のサインをキャッチ（加害者の視点）

⑰	買ってやっていないものを持っている。
⑱	お金のつかい方が荒くなった。（おこづかい以上のお金をつかっている）
⑲	親の言うことを聞かなくなり，反抗的な態度をとるようになった。
⑳	親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

※項目の中には思春期のどの子にも表れるものもあります。大切なことは，子どもの小さな変化を見逃さないことです。



## 4. 生活アンケートの活用

「生活アンケート」は、いじめはどの学級でも起こりうることを前提として、いじめの早期発見・早期対応のために、児童生徒からのサインを把握することを目的として作成します。いじめられている児童生徒は、望ましい自己概念や学習意欲が低下したり、友だちとの関係が疎遠になったりすることが考えられます。また、学級の雰囲気や教師との信頼関係は、いじめのサインを早期発見するために大切な手がかりだと考えられます。したがって、自己概念や学習意欲、友だちや教師との関係、学級風土等に関する状況をアンケート調査で把握することは、いじめの早期発見・早期対応につながります。

※自己概念とは、児童生徒自身が自分のことをどのようにとらえているかということ。自己像。

### 資料1 緊急アンケート例

【生徒向けアンケート】1～2は生徒が記入して下さい。

\*該当する口にしを記入して下さい。

1 あなたは「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」を

受けている

受けていない

2 \*1の質問で「受けている」と答えた人のみ回答して下さい。

あなたの受けている「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」はどのようなものですか。

（複数回答可）

暴力

言葉

使いつ走り

無視

SNS（LINEを含む）・メール・ブログ・ホームページへの悪意ある書き込み

その他（ ）

【保護者向けアンケート】3～4は保護者が記入して下さい。

\*該当する口にしを記入して下さい。

3 あなたは、子どもが「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」を受けているのを

気付いていた

気付いていなかった

4 \*3の質問で「気付いていた」と答えた人のみ回答して下さい。子どもの受けている「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」はどのようなものですか。（複数回答可）

暴力

言葉

使いつ走り

無視

SNS（LINEを含む）・メール・ブログ・ホームページへの悪意ある書き込み

その他（ ）

\*封筒に厳封し、生徒を通じて〇月〇日までに担任にご提出下さい。

## 資料2 〈メッセージ・カード〉

〇〇中学校は、誰にとっても「楽しい学校、力がつく学校」を目指しています。私たちも、そのために精一杯努力しています。ただ、君たちの心の奥にしまわれている思いまでは、残念ながらなかなかわかりません。

そこで、君たちにも協力をお願いしたいと考え、これからはアンケート形式で、君たちの思いを定期的に聞いていきたいと思えます。毎日一緒に生活する中で話してくれればそれが一番良いと思えますが、それが簡単にできない人、あるいはなかなかできないことは、この用紙を通して聞かせてください。なお、この用紙で聞かせてもらったことについては、あなたがいいといわない限り、他の人に聞いたり、調べたりすることはしません。

① あなた自身が困ったり悩んだりしていることやいじめられて苦しんだりしていることはありませんか。あったら書いてください。

**メッセージ1** 人はみんな助け合って生きています。困っているときや悩んでいるとき、あるいは苦しんでいるときに人に助けを求めるのは、決して恥ずかしいことではありません。誰もそうやって生きているんですから。

(略)

このことについて特に相談したい人がいましたら、その人の名前を書いてください。

---

② あなたの回りに困ったり悩んだりしている人やいじめられて苦しんだりしている人はいませんか。そういうことで、気になっていることがあったら書いてください。

**メッセージ2** 少し勇気を持ちましょう。確かに君たちの世界で起こっていることを大人に知らせるのは、抵抗があるかもしれません。でも、苦しんでいる友だちの心の中を、本当にその人の身になって考えてみてください。そのままではおけないはずですよ。そしてまた、誤ったことをしている友だちがいたら、それをやめさせることが本当の友だちのすべきことではないでしょうか。

(略)

このことについて特に相談したい人がありましたら、その人の名前を書いてください。

---

**メッセージ3** 人が一緒に生活するとき、その基本は大変単純なことです。それは、「自分がされていやなことは人にしない」ということです。まずは、君たちの生活の中から、「キモイ・ばか・死ね」、この3つの言葉を追放することから始めましょう。

## アンケート実施上の配慮事項

○各校の実態に応じてアンケートを作成し、児童生徒が安心して回答できるように、アンケートの実施目的や回収方法を丁寧に説明してください。

○児童生徒が落ち着いて回答できるように、学校や学級の実態に応じて日程及び時間を適切に設定してください。

○アンケート結果をもとに面接等を行う場合は、必ず全員を対象にしてください。個別の支援を行う場合には、他の児童生徒に十分配慮してください。

○アンケートは、周囲の目を気にして正直に回答をしないことも考えられるので、回答結果だけではなく、日常の行動観察や家庭での様子等も関連づけて、総合的に判断してください。

## 第3章 早期対応の取組

### 1. いじめを受けた児童生徒への対応

#### 一次対応（緊急対応）

- ① いじめの事実関係を正確に把握します。
- ② いじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をします。
- ③ 校長及び関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝えます。

#### 二次対応（短期対応）

- ④ 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめを受けた児童生徒を支援する体制を整えます。

#### 三次対応（長期対応）

- ⑤ いじめを受けた児童生徒の学級及び集団への適応を促進します。

### ■一次対応（緊急対応）

#### ①事実関係の把握

本人からの訴えでいじめがわかった場合は、すぐに本人から話を聞くことができます。しかし、それ以外の方法（教師の気づき、アンケート調査、保護者の訴えなど）で、いじめがわかったときは、すぐに本人から話を聞けるとは限りません。

いじめを受けた児童生徒は、保護者や教師に自分がいじめられていることを話したがる、または認めようとしない場合があります。それは、仕返しを恐れている（恐怖感）、解決をあきらめている（無力感）、いじめられていることを知られたくない（屈辱感）、などさまざまな理由が考えられます。また、教師や保護者が知っている事実と、本人が感じている認識にズレがある場合もあります。

したがって、事実関係を把握するには、いじめられている児童生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聞き取りをする必要があります。本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くことが肝要です。

聞き取りに当たっては、「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら記録をします。聞き取った後、時系列に整理することで、いじめの広がりをつかむことができます。また、聞き取りに際しては、担任との関係等に配慮して、最も信頼を得ることができている教師等が対応するなど、学校全体で組織的に対応することが必要です。

#### ②安全確保と全面支援（心のケア）

自分がいじめられていることを他者に話すことは、本人なりに大きな決断であり大変勇気のいる行動です。いじめられている児童生徒の心情を十分理解し、相手の立場に立って話を聞くとともに「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝えて、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図ります。

緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室・校内適応指導教室等）などが考えられます。

### ③関係者への報告・連絡・相談

いじめの事実を確認後、いじめられた児童生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告します。

また、保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝えます。「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ことを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得るようにします。保護者への報告は、複数の教師で家庭訪問し、直接話をします。

## ■二次対応（短期対応）

### ④支援体制の確立

いじめを受けた児童生徒と最も信頼関係ができていない教師（学級担任に限らず）が中心となって、支援体制を確立します。また、校内のいじめ防止対策委員会を中心に、誰が、いつ、どこで、何をするのか役割分担を明確にするとともに、情報を共有化しながら支援を進めていくことが大切です。

また、いじめを受けた児童生徒及び保護者の心の安定を図るために、または、学校と保護者が問題解決の途中で行き詰まった場合は、関係機関との連携が有効です。関係機関と連携することで、問題を客観的にとらえ直し、協働して解決を図ることにつながると考えられます。

### ◎支援体制の流れ

「いじめ防止対策委員会」等において、いじめを受けた児童生徒の指導・援助の方策案を立てます。

支援の体制及び方針について、全職員で共通理解します。

いじめを受けた児童生徒と信頼関係が最もできていない教師を担当者とします。

担当者となった教師が中心となって、児童生徒を支援します。

いじめ防止対策委員会が中心になって、担当者の日常的な指導や援助に対してサポートしていきます。

※ いじめ防止対策委員会のメンバーは、担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭部活動顧問、特別支援教育コーディネーター等、学校の複数の教職員のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者によって構成します。

## ■三次対応（長期対応）

### ⑤対人関係能力の向上と適応促進

いじめを受けた児童生徒の心の傷は、本人のとらえ方によって違いがあります。また、いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いたり再発したりすることがあります。したがって、チェックリスト等を活用した日常的な観察や、定期的なアンケート調査の実施等を通して、継続して十分な配慮を行う必要があります。

また、すべての児童生徒の対人関係能力の向上や改善のために、児童生徒の発達段階に応じた※1 ソーシャルスキルトレーニングや※2 アサーショントレーニングなどを行うことも有効だと考えられます。その際は、養護教諭やスクールカウンセラー等の協力のもと、個別のプログラムを開発する必要があります。さらに、いじめの深刻さによっては、相談室や校内適応指導教室等での別室登校、児童生徒の立場に立った弾力的な学級編制替え等を工夫することも考えられます。なお、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合は、保護者の希望により、校長など関係者の意見も十分に踏まえ、転校等の措置についても配慮する必要があります。

※1 ソーシャルスキルトレーニング（SST）とは、認知行動療法の一つで、人と人とのつきあい方を学び、不足している知識を充足し、不適切な行動を改善し、より社会的に望ましい行動を新たに獲得していく方法を身につけさせる学習のこと。コミュニケーション技術を向上させることによって、人間関係上の困難さや悩みを解決しようとする技法である。

※2 アサーショントレーニングとは、ソーシャルスキルの中で、特に自己主張に関する技法を中心としたもの。攻撃的（＝アグレッシブ）な表現や非主張的（＝ノンアサーティブ）な表現との違いを明らかにした上で、適切な自己主張（＝アサーション）について学ぶ。自分の気持ちや考えを相手に伝えるが、相手のことも配慮する、自分も相手も大切にしたいコミュニケーションのやり方を学習すること。

## 2. いじめを行う児童生徒への対応

### 一次対応（緊急対応）

- ① いじめの事実と経過を、複数の教師で確認します。
- ② 校長、関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝えます。

### 二次対応（短期対応）

- ③ いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図ります。

### 三次対応（長期対応）

- ④ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導します。

## 一次対応（緊急対応）

### ①事実関係の確認

いじめを行う児童生徒は、いじめの事実をなかなか認めようとしません。また、自らの言動をいじめと認識していない場合もあります。そのような時に事情を聴く教師は、感情的になつたり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要があります。いじめを行った児童生徒が複数の場合は、複数の教師で同時に、かつ個別に事実と経過を聴きます。

事実関係の確認は「いつ、どこで、誰が、何をした（言った）か」を、具体的に確かめながら記録をします。いじめ行為に至った経過を確認する中で、いじめた児童生徒が語った心情（不満感・不信感等）については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取ります。

なお、事実確認と指導は、明確に区別します。事情を聴きながら指導することで、本人が萎縮して事実が明確にならないことがあります。

## ②関係者への報告と確認

いじめの事実を確認後、いじめを行った児童生徒からの聞き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告します。複数の教師で聞き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握します。

いじめの問題の解決のためには、保護者との共通理解や協働意識が大切です。保護者との信頼関係を築くためには、受容・共感的な態度で接することが肝要です。

## 二次対応（短期対応）

### ③ 指導方針の立案と共通理解

いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがあります。最近の傾向として、小中学生とも「冷やかし・からかい」の割合が高くなっています。指導に当たっては、いじめの態様に応じた適切な対応が必要です。

#### ア「冷やかし・からかい」への対応

発達上の個人差や性格、行動等を口実にしている場合が多いと思われます。周囲の同調や受けた本人の表情から深刻さが見取れずに、教師が見過ごしてしまうこともあります。そのため、いじめている児童生徒も、自分がいじめているという認識が希薄になりがちです。

したがって、指導に当たっては、事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させることが必要です。

#### イ「仲間はずれ」「集団による無視」「持ち物隠し」への対応

「約束を破った」「身勝手だ」といった相手の非協調的態度を口実にしている場合が多いと思われます。いじめている児童生徒の側は、集団の秩序維持と協調性を求めている点で正当性を主張します。制裁の手段としての意識も強く、いじめているという認識が全くない場合もあります。また、加害・被害の立場が逆転しやすいのも特徴です。

指導に当たっては、まずは、当事者の不満や不信を傾聴し受容することです。その上で、よりよい解決策を導き出すことが必要です。

#### ウ「言葉での脅し」「たかり」「暴力」への対応

力関係が固定化し、いじめがエスカレートした状態と考えられます。「言葉での脅し」「たかり」は「恐喝」であり、「暴力」は「暴行・傷害」です。刑法に触れる犯罪行為は、たとえ子どもであっても許されることはありません。いじめによる自殺の背景には、このような犯罪行為があることも少なくありません。したがって、指導に当たっては、関係機関との連携が不可欠です。児童相談所や警察との連携によって、出席停止等の措置を含めた毅然たる対応が必要です。

※⇒15ページ 3. 出席停止措置についてを参照

## 三次対応（長期対応）

### ④ 規範意識の育成と人間関係づくりの改善

いじめを行う児童生徒には、自己中心的で、支配欲や嫉妬心が強い等の傾向が見られることもあります。これに何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめ行為に発展することがあります。自己中心的思考や支配欲、嫉妬心等は、成長過程での親子関係の在り方が影響していることも考えられるので、保護者の養育態度の変容を図ることが必要な場合もあります。そのためには、日ごろから保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長を願い、協働していく姿勢が大切です。

そこで、道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させていきます。また、学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組を、継続して行います。

#### 「中和の技術」～いじめ正当化のストラテジー～

「中和の技術」とは、マツツアとサイクスによる非行研究の中で明らかにされた心的メカニズムです。自分の加害行為を正当な報復であると言い換えるものです。自責の念を緩和したり、他者からの非難や制裁の矛先を転化したりする働きがあります。

##### （１）「責任の回避」

自分の積極的意志でやったのではなく、仕方がなかったのだ、やらなかったら自分がやられる、みんなもやっていることなのだ、と考える。

●心的メカニズム：やらされた（させられた）と思うことで、良心の呵責を中和する。

##### （２）「危害の否定」

相手にたいした害を与えていない、口で言っただけで暴力はふるっていない、相手はそれほど傷ついていない、と考える。

●心的メカニズム：外傷や目に見える被害がないことを理由に、相手への危害を否定する。

##### （３）「被害の否定」

相手はやられて当然のことをした、みんなと同じようにできない、約束を破ったからやられるのは仕方ない、と考える。

●心的メカニズム：規範や制裁を理由に、相手への危害を正当化する。

##### （４）「非難者への非難」

自分だっていじめられた経験がある。非難する人は、状況を知らないからだ。または、大人も同じようなことをしている、と考える。

●心的メカニズム：もっと悪いヤツがいる、自分はまだマシな方だとして罪を逃れようとする。

##### （５）「高度の忠誠心への訴え」

より大切なまたは身近なグループの仲間に対する忠誠のためにやった行動であり、自分の所属集団のルールからすれば間違っていない、と考える。

●心的メカニズム：集団の要請に応えたものとして、責任を回避する。

いじめに関して教師が児童生徒に事実確認をするときは、上記のような心的メカニズムが作用している場合があることを十分認識する必要があります。したがって、事実を正確に把握するためには、当事者の言い分だけでなく、日ごろの観察や当事者以外の言動も考慮して、適切に判断することが大切です。

### 3. 出席停止措置について

#### 法的根拠

##### [児童の出席停止]

##### 学校教育法 第三十五条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- ② 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を送付しなければならない。
- ③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- ④ 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。 ・法四十九条⇒中学校への準用

##### [出席停止の措置]

##### 柏市管理規則 第26条

校長は、次に掲げる行為の1または2以上を繰り返し行う等性行不良により他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒がある場合であって、出席停止を命じる必要があると認めるときは、速やかに性行不良児童生徒報告書により教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- 2 教育委員会は、前項の規定による報告を受け、出席停止を命じる場合には、あらかじめ校長の立会いの下に当該児童又は生徒及び当該児童又は生徒の保護者の意見を聴取するとともに、出席停止の理由及び期間を記載した出席停止通知書を当該児童又は生徒の保護者に交付しなければならない。
- 3 教育委員会は、学校及び関係機関等と連携を図り、出席停止の期間中における当該児童又は生徒に関する個別指導計画を策定し、指導体制の整備及び学習の支援その他の教育上必要な措置を講じるものとする。
- 4 教育委員会は、出席停止を命じた児童又は生徒について出席停止を解除し、又は出席停止の期間を短縮することが適当であると認めるときは、出席停止を解除し、又は出席停止の期間を短縮することができる。この場合において、教育委員会は、出席停止解除等通知書を当該児童又は生徒の保護者に交付するものとする。



# 様式

## 第26条第1項(様式1)

発第 号  
年 月 日

### 性行不良児童生徒報告書

柏市教育委員会

教育長 ○○○○ 様

柏市立 学校

○ ○ ○ ○ 印

このことについて下記の通り報告いたします。

記

児童(生徒)氏名		生年月日	
保護者氏名		続 柄	
現 住 所			
学 年 組		担任 職 氏 名	
性行不良の概況等			

※当該児童生徒の指導記録等その他必要な書類を添付する。

## 第26条第2項(様式2)

発第 号  
年 月 日

(保護者氏名)様

柏市教育委員会

### 出席停止通知書

学校教育法第35条及び第49条並びに柏市立小学校及び中学校管理規則  
第26条の規定により下記の通り出席停止を命じる。

記

学 校 名	
学 年 ・ 組	
児童(生徒)名	
生 年 月 日	
出席停止の期間	
出席停止の理由	

## 第26条第2項(様式3)

発第 号  
年 月 日

(保護者氏名)様

柏市教育委員会

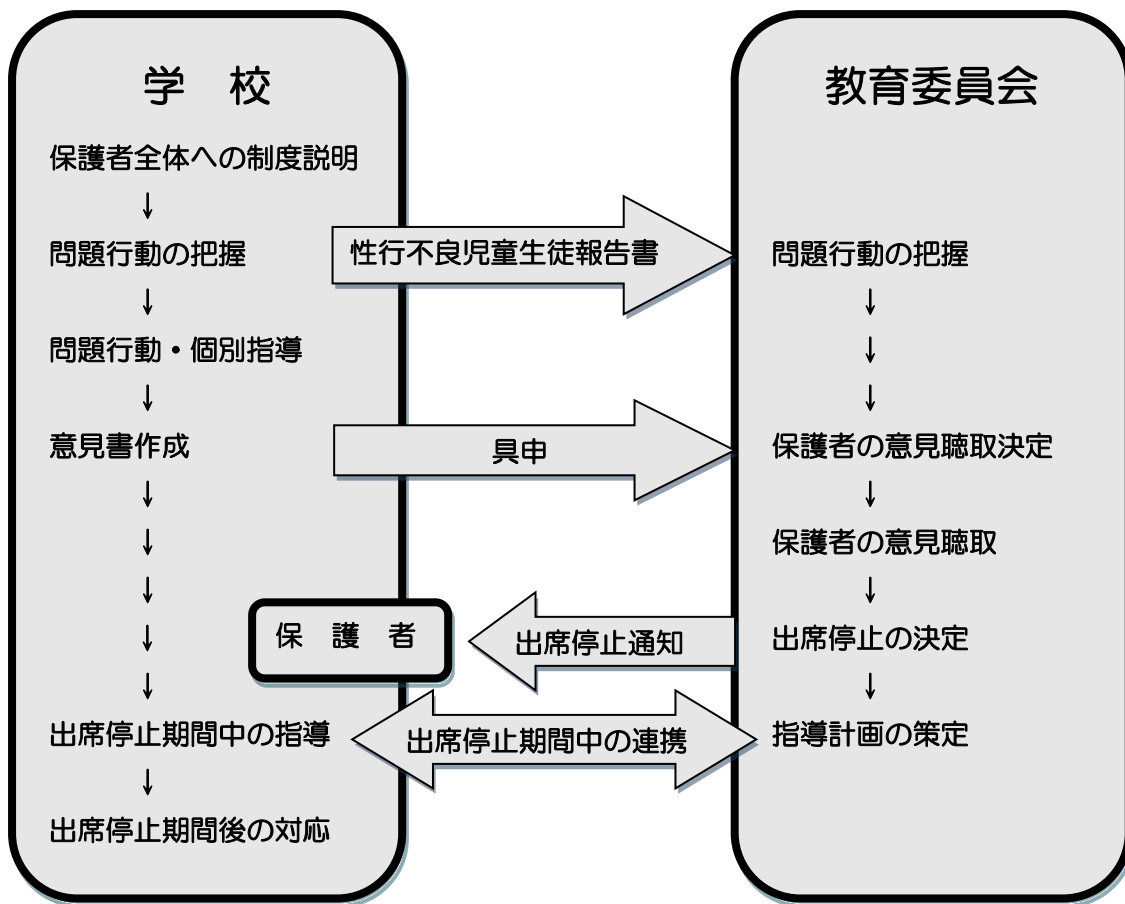
### 出席停止解除等通知書

柏市立小学校及び中学校校管理規則第26条の規定により下記の通り通知します。

記

学 校 名	
学 年 ・ 組	
児童(生徒)名	
生 年 月 日	
出席停止解除・ 短縮 年月日	

## 出席停止運用フローチャート



## 出席停止運用についての方針

出席停止は、校則等に違反した児童生徒に対する懲戒処分とは、その目的、性格を異にします。懲戒処分が違反者に対する処罰であるのに対して、出席停止は他の児童生徒の権利、利益を保護するために取られる防衛的な措置です。出席停止を命ずる権限は教育委員会にありますが、校長の判断で出席停止を命じられるよう文科省通知を改めるべきとの意見もあります。

柏市としては、学校と連携しながら「他の児童生徒の権利、利益の保護」と「問題行動を起こす生徒への指導」の2つの観点を鑑み、慎重に運用していく考えです。「問題行動を起こす児童生徒への指導」については柏市少年補導センター及び東葛地区少年センターとの連携を進めていきます。

## 4. 周りの児童・生徒に対しての指導の在り方

いじめの特徴の一つに、いじめを面白がって眺めたり（観衆）、見ても止めようとしなかったり、あるいは見て見ぬふりをしたりして誰にも発信しない（傍観者）児童・生徒が多いことが指摘されています。いじめの問題は、加害・被害の関係児童・生徒だけではなく、このような周りの児童・生徒に対しても適切な指導をすることが大切です。

### 【周りの児童・生徒に対する指導の3つのポイント】

#### ① 共感的人間関係づくりに努める。

違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくるのが大切です。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫することが必要です。

#### ② 全員が当事者であることを理解させる。

いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させます。いじめる側が悪いという意識を高めることが重要です。

#### ③ 自己存在感が味わえる学級づくりに努める。

児童・生徒一人一人に活躍の場をつくるのが大切です。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動、教室の作品掲示など、一人一人が自己存在感を味わえるような工夫を心がけます。

### 学級活動の充実

児童・生徒の日記や作文などを通して、学級内で起こったいじめを題材とした学級活動を行う場合は、加害者を悪者にしたり、被害者を傷つけたりしないように十分留意することが大切です。また、全国で発生したいじめの事例を参考にして、ロールプレイングを取り入れた実践例もあるので、発達段階に応じた工夫をして、ぜひ実践してみましょう。また、体育的・文化的な実践活動に取り組む中で、助け合い、協力し合って物事を成し遂げる喜びを体験させ、一人一人の児童・生徒の存在感や学級としての連帯感を育てるようにすることが大切です。

さらに、学級活動等で、いじめをはじめ学級の問題を児童・生徒の力で解決していく取組も必要です。問題の状況や程度に十分に配慮しながらも、学級集団や学年集団で解決できる力を、計画的・組織的に育てておくことが大切です。

### 道徳の時間の充実

一人一人の児童・生徒が正義と勇気に目覚め、思いやりの心に満ちた自浄力のある学級づくりをしていくために、道徳の時間の指導内容を重点化し、日ごろから計画的に「思いやり」「真の友情」「生命尊重」「規範意識」等の内容を充実していくことが大切です。

このために、年間指導計画の見直しをするとともに、発達段階に応じて適切な資料を選定し、児童・生徒の心に響く道徳の時間となるよう工夫することが大切です。その際最も大切なのは、学んだことから自分自身を振り返らせることです。道徳は教え込むことではなく、自分を見つめさせることが重要であることを十分に認識することが大切です。

## 5. 保護者への対応における配慮事項

### 一次対応（緊急対応）

- いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡します。
- 複数の教師で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を正確に伝えます。
- 保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努めます。

### 二次対応（短期対応）

- 新たに分かった事実や今後の指導方針を伝えます。
- 加害・被害にかかわらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図ります。

### 三次対応（長期対応）

- 今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼します。

※ 問題の深刻さや他の児童・生徒への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられます。

#### ■被害児童・生徒の保護者への対応

わが子がいじめられてつらい思いをしていることを知ったときの保護者の心情を十分理解して、誠意ある対応をすることが大切です。

新しい事実が分かったときや学校の指導方針は逐次報告します。学校での様子や家庭での生活についても情報を交換し、いじめられた児童生徒の変容を把握するよう努めます。

#### ■加害児童・生徒の保護者への対応

事実関係、及び今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を、正確かつ丁寧に直接伝えます。

問題の発生を子どもの成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たります。暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要です。

#### ■他の児童・生徒の保護者への対策

誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないように、十分な対応・配慮を行います。

説明会等を実施する必要がある場合は期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないように十分に配慮します。

◇それぞれの保護者の立場を熟慮し、誠意をもって対応します。

◇保護者と直接会って、事実を正確に伝えます。

◇できる限り、管理職・学年主任等、経験豊かな教師が同行します。

◇1回限りとせず、保護者との情報交換を継続し、誠意を伝える努力をします。

◇伝えるべき内容は、わかりやすい言葉で、明確に自信を持って伝えます。

## 6. ネットいじめへの対応について

「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイト上の掲示板などに、特定の子どもが悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。インターネットの普及と携帯電話の所持率の上昇により、トラブルはさらに増えていくことが予想されます。県の青少年育成条例では、保護者や販売業者の責務として、フィルタリングサービスを利用することを勧めています。書面を提出することでフィルタリングを解除できるなど、強制力は弱いのが現状です。最近では、オンラインゲーム上のチャットや、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、またスマートフォンの無料アプリケーションのライン（LINE）を用いて、誹謗・中傷の書き込みが多く、いじめやトラブルの発生源となっています。また、携帯電話の動画撮影機能でいじめの状況を録画して、動画投稿サイトに投稿するなど、悪質なものも報告されています。「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられます。子どもたちに正しいメディアリテラシーを身につけさせることが必要ですが、ここでは、対処の方法を紹介します。

### 【掲示板等の削除方法】

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」があった場合は、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要があります。

#### （１）書き込み内容の確認

まず、その内容を確認します。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存するようにしましょう。掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くあります。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要があります。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存します。

#### （２）掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探します。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示されます。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっています。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等にかかれている削除依頼方法を確認する必要があります。

削除依頼を行う場合は、出来るだけ個人のパソコンやメールアドレスは使わず、柏市少年補導センター等に協力を依頼しましょう。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はありません。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報悪用される場合もあります。

### （３）掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行います。

### （４）違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）

インターネット環境における違法・有害情報および、安心・安全に関わる相談・疑問などの相談を受けつけてくれるサイトです。専門の研修を受けた相談員が内容に応じて助言してくれます。相談は無料です。 <http://www.ihaho.jp/>

### （５）削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送します。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もあります。

それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討します。

## 【警察との連携】

「ネット上のいじめ」の問題に対し、適切に対応していくためには、警察との協力体制が必要です。柏市では、学校において削除依頼の手続を行ったにも関わらず、悪質な書き込みが削除されない場合などは、柏市少年補導センターや千葉県警東葛地区少年センターを相談窓口とし、柏警察生活安全課と連絡を取り対応しています。

## 【法務局・地方法務局との連携】

法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っています。

学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局・地方法務局に相談して対応することも有効です。

## 7. 関係機関・相談機関との連携

### ◇ 連携の必要性

学校における指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることの共通認識・共通理解をしておく必要があります。

特に、教育委員会への報告は、迅速かつ確実に行わなければなりません。

次のような状況にある場合、学校は指導の効果を見極め、適切な時機に適切な関係機関との連携を図ることにより、児童生徒の指導・援助をより効果的に進めることができます。

- ア 心理的なケアが必要であると判断した場合
- イ 児童生徒や保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ウ 問題行動を繰り返す児童生徒の処遇や、配慮を要する保護に関する場合
- エ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合等

### ◇ 連携のための配慮事項

- 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後は任せきりになったりしてしまうと、学校と児童生徒・保護者の信頼関係が損なわれてしまいます。
- 関係機関・相談機関との連携は、担任や担当教師が自分の判断で行うものではなく校長が判断し、学校の指導体制の一環として行うことが重要です。
- 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止めながら、保護者が学校や教師への不信感を生まないように十分な配慮をし、信頼関係を築く必要があります。
- 関係機関・相談機関に関する情報（専門分野・業務内容・治療方針・相談方法・申込方法・所在地・電話番号・経費など）を、日ごろから把握しておくが大切です。

### ◇ 関係諸機関との連携

いじめの問題の解決には、学校だけでなく、医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、状況に応じて下記のような関係諸機関と相互に支援協力する体制を確立することが必要な場合があります。

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ○ 柏市教育委員会             | 04-7191-1111 |
| ・ 生徒指導室               | 04-7191-7210 |
| ・ 教育支援室（教育相談、電話、面談相談） | 04-7131-6671 |
| ○ 柏市地域生活支援センターあいネット   | 04-7165-8707 |
| ○ 千葉県教育庁東葛飾教育事務所      | 047-361-4103 |
| ○ 千葉県親と子どものサポートセンター   | 043-207-6028 |
| ○ 柏警察生活安全課            | 04-7148-0110 |
| ○ 千葉県警東葛地区少年センター      | 04-7162-7867 |
| ○ 柏市少年補導センター          | 04-7164-7571 |
| ○ 柏市役所家庭児童相談          | 04-7167-1458 |

#### ★子どもが直接相談できる機関

##### 24時間子供 SOS ダイアル

0120-0-78310

##### 千葉いのちの電話

043-227-3900

##### 柏市補導センターやまびこ電話

0120-66-3741

※平成26年度からEメールによる相談を開始しています。

##### 千葉県警少年センター

0120-783497

（ナヤミヨクナル）

## 第4章 校内体制の再点検

### 1. いじめ防止対策委員会（生徒指導部会等）

いじめの早期発見・早期対応のためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の体制づくりが重要です。そのために、いじめ対策のための委員会を設け、学校としての指導方針や対応策を確立するとともに、報告・連絡・相談のシステムを徹底していく必要があります。その際、組織の中にコーディネーター的な役割を果たす教員（生徒指導主任等）を位置づけておくと、効率的でスムーズな運営が可能になります。委員会の開催は、定例化するとともに、いじめが発見された時は、早急に開催することが重要です。

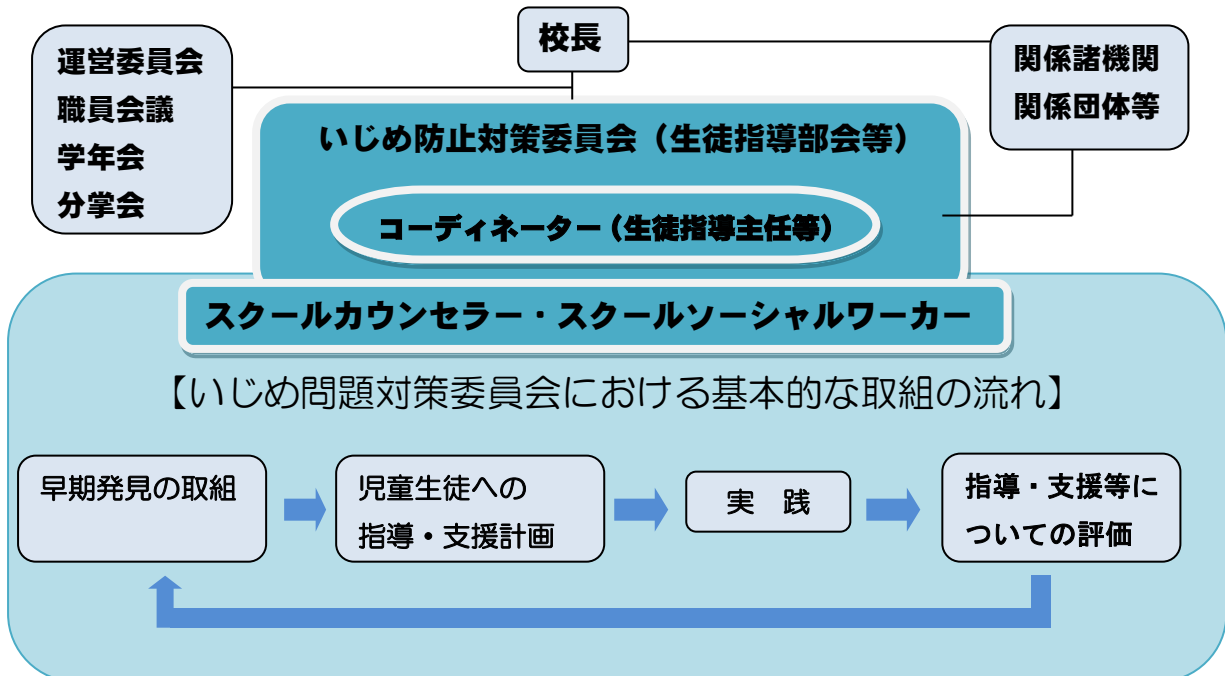
#### ◇ 報告・連絡・相談の徹底

いじめの事実に関する情報を、「いじめ防止対策委員会」で集約し、委員会の協議を受けて、全職員に周知・徹底します。また、教育委員会には、迅速かつ確実に報告し、連携を図らなければなりません。

#### ◇ 役割分担の明確化

委員会では、生徒指導主事(生徒指導担当)や養護教諭、学年主任などが、職責に応じて明確に役割と責任を分担します。特に、会の運営および連絡、調整の役割を果たすコーディネーターを明確に位置づけることが重要です。

#### ◎校内いじめ問題対策委員会を中心とした指導体制と取組（例）



#### ※いじめ防止対策委員会のメンバー（例）

校長，教頭，生徒指導主事(生徒指導担当)，教務主任，学年主任，教育相談担当，養護教諭，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，特別支援コーディネーター，その他心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他の関係者



## 2. 生徒指導部会・学年(部)会

いじめの問題の解決や、いじめを生まない取組を効果的に進めていくには、生徒指導部会及び学年(部)会が連携・協力し、それぞれの機能を組織的・計画的に果たすことが重要です。そのために、生徒指導部会及び学年部では、いじめの問題に関する年間の指導計画を作成し、いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生まない学校づくりのための教育相談体制の充実等が必要です。

### ◇ 年間計画の作成・推進

生徒指導部会は生徒指導の年間計画をもとに、いじめの問題に対応していく体制を整えるとともに、各学年・学級において、アンケートや教育相談が確実に実施されるよう推進役を務め、教職員の意識の向上を図ります。また、いじめの問題に直面した担任への支援や助言を行うことも大切な役割です。

### 【いじめの早期発見・早期対応のための年間計画(例)】

- 4月 児童生徒理解のための職員会議①
- 5月 学校生活アンケート(1回目)の実施  
学校生活アンケートをもとにした個人面談
- 6月 いじめに関する校内研修会①  
柏市いじめの状況調査(1学期)
- 7月 教育相談週間(二者面談)の実施①
- 8月 児童生徒理解のための職員会議②
- 9月 学校生活アンケート(2回目)の実施
- 10月 学校生活アンケートをもとにした個人面談
- 11月 いじめに関する校内研修会②  
柏市いじめの状況調査(2学期)
- 12月 教育相談週間(三者面談)の実施
- 1月 児童生徒理解のための職員会議③  
学校生活アンケート(3回目)の実施
- 2月 柏市いじめの状況調査(3学期)
- 3月 学校生活アンケートをもとにした個人面談

### ◇ 教育相談体制の充実

定期的な教育相談は、いじめの早期発見や未然防止につながります。教育相談の実施に当たっては、全校の体制を整えることが必要です。たとえば、「教育相談週間」等を設けて、全校児童生徒を対象として、相談の相手は、学級担任に限らず、児童生徒の希望に応じる等の工夫をしながら、児童生徒が相談しやすい体制づくりを心がけることが大切です。

### ◇ いじめの問題の発生要因の分析～いじめの問題の再発防止に向けて～

校内のいじめの問題については、問題解決後に生徒指導部が中心となって、いじめの発生要因を分析するとともに、いじめを生まない学校づくりのための今後の指導方針等を提案し、全校の取組につなげます。いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるという認識のもと、いじめの問題から学んだことをどう生かせるかを協議することが、再発防止につながります。

### 3. 職員会議・校内研修会

いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るためには、児童生徒一人一人を理解するための職員会議や、教師自身の感受性や共感性を高める校内研修が必要です。いじめを予防するための職員会議や校内研修会は、「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる」という認識のもと、切実感をもって主体的に参加できるような工夫をすることが大切です。特に、校内研修会では、事例研修会やロール・プレイングの手法を活用した演習等を取り入れると効果的です。

#### (1) 職員会議

職員会議は「校内いじめ問題対策委員会」や生徒指導部での協議を通して示された指導方針等の共通理解や情報の共有化を図る場です。いじめの問題に対して、学校全体として組織的に対応するために、校長のリーダーシップのもと、全職員が協働して問題解決や未然防止に取り組もうとする意識を高めることが大切です。

#### (2) 校内研修

校内研修は、自校の教育目標の達成や教育課題の解決のために、教職員一人一人の指導力向上や専門職として教育的力量を高めることを目的として実施するものです。いじめの問題に関する校内研修の内容としては、いじめの問題について共通課題を持ち、教師一人一人が考えを出し合い、解決に向けて具体的方策を導き出す研修が考えられます。

※重大な結果を招くことを回避するために、「ヒヤリ・ハット」事案も情報共有したり、事例に対処した経験を組織に蓄積していくことも必要である。

※平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その第13条により、各学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定することが義務付けられている。また同22条により、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置することも義務付けられている。

※平成26年6月より、柏市少年補導センターにおいて「いじめeメール相談」を開始。

でんわそうだん  
**やまびこ電話相談**  
TEL: 0120-66-3741  
月・火・水・木・金曜 午後1時～7時  
(土・日曜・祝日・年末年始は休み) \*無料です。

しょうねんそうだん  
**少年相談**  
TEL: 04-7164-7571  
月・火・水・木・金曜 午前8時30分～5時15分  
(土・日曜・祝日・年末年始は休み)  
柏市少年補導センター

上の時間外は、  
こちらに相談し  
てね!!

そうだんおよ つうほう  
**いじめeメール相談及び通報**  
24時間年中無休受付  
ネットのトラブルも相談できるよ!!

\*下のQRコードまたは少年補導(しょうねんほうどう)センターのホームページをつかってください。  
\*相談の返事には2～4日かかることがあります。

携帯電話 スマートフォン

【表】

【裏】

## 引用・参考文献

- ・生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について 文部科学省平成18年
- ・「ネット上のいじめ」に関する 対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）平成20年
- ・児童生徒の豊かな人間関係づくりをめざして松戸市教育委員会 平成19年
- ・「いじめ早期発見・指導の手引」福岡県教育委員会平成19年
- ・いじめの構造 なぜ人が怪物になるのか 内藤朝雄 講談社現代新書 2009年
- ・いじめの直し方 内藤朝雄 荻上千キ 浅茅新聞出版社 2010年
- ・「学校教育相談の理論・実践事例集いじめの解明」第一法規  
今井五郎・嶋崎政男・渡辺邦雄編著平成9年
- ・「新訂版いじめ—教室の病い—」金子書房森田洋司・清永賢二1994年
- ・「いじめのメカニズム」教育出版高野清純編著1986年
- ・「いじめ問題の発生・展開と今後の課題」黎明書房今津孝次郎2005年
- ・「いじめ・いじめられる青少年の心」北大路書房坂西友秀・岡本祐子編著2004年
- ・「生徒指導リーフ」国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

名 称	「いじめ問題対応の手引き」
発行者	柏市教育委員会
発行日	平成24年10月31日 平成26年 5月28日改訂 平成29年 3月31日改訂
連絡先	柏市教育委員会 学校教育部 指導課生徒指導室 04-7191-7210